

氏 名 はや っ え み こ
早 津 恵 美 子
学位(専攻分野) 博 士 (文 学)
学位記番号 論 文 博 第 511 号
学位授与の日付 平 成 18 年 3 月 23 日
学位授与の要件 学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目 現 代 日 本 語 の 使 役 文
——文法構造と意味構造との相関——

論文調査委員 (主 査)
教授 庄垣内正弘 教授 田窪行則 教授 吉田和彦

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、現代日本語の使役文について、個別の文法的な現象を記述しつつ、文法構造と意味構造との相関を探り、使役文の全体像を捉えようとしたものである。研究にあたっては、語彙の文法との相関、言語現象の中心と周辺、言語活動のなかにある文、個別言語の特質、ということをつねに念頭におきつつ、実例(コーパス)にもとづいた実証的な分析に努めた。現代日本語の使役についてはこれまでも、個別の問題について論じた研究、特定の側面について特徴が述べられた論考は少なからずあり、大きな成果が蓄積されている。しかしながら、使役文の意味的・文法的な特徴について総合的に論じられたものはないように思われる。本研究はそれを試みようとしたものである。

このような本論文の立場および分析に用いた言語資料について第1章で述べ、第2章では、本論文の立場からの日本語の使役文の全体を概観した。①使役動詞による表現が、中心的・基本的なものからそうでないものへの多様性をもち、他動詞による表現と重なりつつ隣接するという関係にあること、②動作要求文、シテモラウ文、受身文との異同、③動作主体を表す名詞の格と使役文の意味的性質との関係、④いわゆる語彙的使役動詞と文法的使役動詞との異同、⑤使役動詞の語彙的一単位性。これらを通じて、日本語の使役動詞が文法的単位であるとともに、語彙的単位として他動詞のみによる語彙体系を、表現性・形象性・比喩性などの面で豊穡にしているものであることも述べた。そして、第3章では、日本語における「使役動詞」をどのように認定すべきかをめぐっていくつかの観点から考察し、日本語の使役文の全体像を探ろうとする本研究としては、形態的な基準、すなわち動詞に接尾辞「-(サ)セル」のついた「V-(サ)セル」という形式を広く「使役動詞」を認めるという立場をとることを確認した。以上が第I篇であり、本論文の研究の立場にめざそうとすることを総括的に述べたものである。そして具体的な問題についての考察を、大きく四つに分けて行った。第II篇 使役文の構文の意味、第III篇 ヴォイス性の変容、第IV篇 品詞性の変容、第V篇 ヴォイスとしての使役。それぞれの篇はいくつかの章からなっている。

以下、各篇各章で論じたことをまとめる。

第II篇では、使役文の構文と意味の種々相について考察した。使役文は原動詞の表す動作(原動作)の主体ではないものを主語とする文である。では原動作の主体(動作主体)は文中でどのように表されるのか、あるいは表されないのか、それをめぐって考察したのが第4章である。動作主体は、「監督が選手にネットを運ばせる」「花子が子供を駅まで歩かせる」のように二格あるいはヲ格の補語として文中に明示されることももちろんであるが、それ以上に、「監督が選手をしっかりとつけてネットを運ばせる」「花子が子供をおだてて駅まで歩かせる」「社長の意向を人を通して伝えさせる」のように使役主体から動作主体への関与の仕方を表現する中で示されたり、あるいは当該の文の中には表されなかったり、さらに、文の性質として特定の動作主が存在しない使役文も少なくない。動作主体の使役文中での表され方のこういった種々は、原動詞の語彙的・文法的な性質に大きく規定されていること、またそれに加えて、使役文の重要な特徴である事態の複合事態性(使役主体が動作主体に関与する事態とそれを受けた動作主体が動作を行う事態との二重性)をも大きく反映するものであることを明らかにした。

次の第5章では、動作主体が人であって、従属節中に使役主体から動作主体への関与のありようが「[動作主体] -に命じ

て／をおどして」などの形で具体的に表現され、主節中に使役事態が表現されている従属節動詞の語彙的・文法的な性質によって9種類（要求・誘導的な働きかけ、社会的な配置、事物の与え、身体部位の把持、遠因としての関わり、など）に分けられることを示し、それらが、主節で表現されている使役事態の種類（意志動作の惹起、身体運動の惹起、生理変化の惹起、心理変化の惹起）と密接に関わりあっていることを明らかにした。複合構造の使役文は、原動作の引き起こしに直接・間接に作用する種々の事態を従属節中に示しつつ、動作主体による原動作の実現を主節中に述べることでできる文、すなわち使役したいの複合性が文の構造にはっきり現れている文だといえる。

使役文の種々のうち、使役文として中心的（基本的・中核的）であるのは、使役主体も動作主体も人であり動詞が意志動作である使役文でもある（第2章）。それは使われる頻度も高く、それゆえ表現する事態のバリエーションも豊富であり、なにより、使役文でしか表現しえない事態を叙述したり使役文ならではの表現効果（通達機能）を発揮したりする文である。つづく第6章においては、そういった、人が人の意志動作を引き起こすことを表す使役文について、原動詞の性質（とくに、その動作がなにかの変化を引き起こすがどうが、引き起こすとすれば、何あるいは誰に変化を引き起こすのか、など）を重視しながら、使役文の文法的な意味を考察した。本章での考察によって、使役文の意味として従来いわれている“強制、許可（許可助成）、放任”、“誘発使役（源泉＝使役主体）、許容使役（源泉＝動作主体）”という分類とは異なる観点からする意味的な分類、すなわち“つかいだて（他者利用）”の使役と“みちびき（他者育成）”の使役という二つの意味タイプを認めることの可能性および重要性を明らかにした。使役文で表現される二つの複合事態は、基本的には【原因と結果】あるいは、【先行と後続】という関係にある。従来行われている分類はこのうち《原因面／先行局面》に注目した特徴づけであるのに対して、本論文で提案した分類は《結果面／後続局面》により重きをおいた分類である。本論文の捉え方は、日本語の使役文が動作主体による動作実行を含蓄するという結果面の重要な特徴をもっていることに重きをおいた見方でもある。日本語の使役文の意味的な特徴を明らかにするには、この両方の面からの捉え方が必要である。そして、本論文の捉え方は、使役文とシテモラウ文の類似、自動詞における二使役の問題、さらに、第9章でみる使役と言動との対立の弱まり、また、本論文では十分に検討することのできなかつた使役と他動との近づき（第11章）などを考えるときにも有効な観点だと思われる。

つづく第7章は、動作主体が人ではなく物や事である他動詞派生の使役文について考察した。この類の使役文は、「動作主体」である物や事の変化の引き起こしを表す文であるが、「動作主体」が人でなく、かつ原動詞が「他動詞」であるというのは、使役文としてはもっとも周延的なものである。他動詞は基本的には人の動作（物理的な動き・精神的な動き）を表すものであるから、その主体が物や事であるということは、使役文としての性質もかなり特殊なものにならざるを得ない。「太郎がこぼした水を布に吸い取らせた。」「記者はメッセージに暗号をふくませて送信した。」「長い髪を風に吹かせながらたたずんでいる」といった文であるが、「動作主体」は“動作主体”らしくなく「他動詞（吸い取る、含む）」もあまり他動詞らしくない。こういった使役文における「動作主体」の文法的な意味について考察し、それは何らかの意味での“場所性”（上の「布に」「メッセージに」）であるか、“状況性”（「雨に」）であるかの二つのタイプであることを明らかにした。

第8章では、動作主体が人ではないもう一つの類の使役文として、人の広い意味での部分にあたるものが「動作主体」である自動詞使役文（「子供が目を輝かせて先生の話の聞いている。」「太郎は宗をどきどきさせながら封をひらいた。」）について考察した。この類の使役文は、単語の述語として使われることはほとんどなく、従属節述語およびそれに準ずる述語で用いられることがほとんどである。そしてそういった構造のもとで、主節事態の付帯的な状況を表すものになっていることを明らかにした。

さて、要素である主語（使役主体）や対象語（動作主体）の性質が変わることで、使役文のヴォイス的な性質が変わることがあり、第Ⅲ篇ではそれについて考察した。変容のひとつとして第9章では、動作主体の特定性の失いによる変容をみる。動作主体が特定の人でなくなることによって使役主体から動作主体への関与が具体的になくなり、使役文のもつ複合事態性が希薄になって、使役文が原動文に近くなる。そして動作主体の個別性の失いは、使役主体の文法的な性質をかえていく。すなわち、本来は“使役”の主体である使役主体が、みずからの中に動作主体性をも含みこむようになり、実際には動作主体に行わせる動作を、あたかも自らの主宰する事態であるかのように述べることでできるようになる。たとえば「父親は売物に出ていた豪家を買って、解体してはこぼせ、次男の家を建てさせた。」という使役文では、「運ぶ」「建て

る」という動作の主体はもちろん「父親」ではなく、誰か父親以外の人が行う動作であるが、それが誰であるかが問題でなくなっていて、この文の使役動詞のかわりに原動詞「運ぶ」「建てる」を使って表現してもかまわなくなる（「父親は……豪家を買って、解体してはこび、次男の家を建てた」）。次に第10章では受動への近づきをみた。使役文らしい使役文では、使役主体は動作主体に積極的に関与してその動作を引き起こす“引き起こし手”である。ところが、動作主体の動作によって使役主体が何らかの影響（直接的あるいは間接的な影響）を受けるという面がきわだち（「誰にも文句を言わせない力量」「慰めようと思って話しかけたのだが結局泣かせてしまった。」）、使役主体が“受け手性”を帯びた存在であるときには、受身動詞による表現に近くなる。（「誰にも文句を言われぬ力量」「……結局泣かれてしまった」）。使役主体が“受け手性”を帯びるのは自動詞派生の使役文に多いがそのほかは、授受や発話を表す動詞（第6章で「やりとり志向の他動詞」としたもの）であることが多い。

第IV篇では、要素である主語（使役主体）や対象語（動作主体）の特殊性に加えて、使役動詞が一定の文構造のなかで使われることも大きく関わって、使役動詞性・動詞性に変容が生じはじめることを考察する。第11章では、使役主体から動作主体への働きかけが間接的でなくなったり希薄であったりすることによって、使役動詞が他動詞に近くなることをみる。多くの使役動詞についてみることはできなかったが、顕著な例として「もたせる」「しらせる」「聞かせる」をとりあげて考察した。このうち「もたせる」はその語彙的な意味の多様性とも関わって、使役動詞らしいものから他動詞らしいものへの種々の変異がみられる。一方「しらせる」「聞かせる」は、使役動詞としての性質を希薄にし、もはや他動詞としての一単位性・独立性を確立していることを、いくつかの文法的特徴によって検証した。使役動詞が、日本語の語彙体系の中で、他動詞を補い、あるいはむしろ積極的に他動的な表現を豊かにする語彙要素として働いている可能性をうかがわせる現象である。

第12章では、使役動詞がある文構造のもとで後置詞的になることをみた。使役主体が個別の人でなく、使役動詞が条件形の従属節述語として使われている複文について、従属節、主節の語彙的文法的な性質を検討することによって、これらの使役動詞性において段階的な三つの構造の文がみられることを確認した。そして、そのひとつのタイプとして、動作主体が主題として「～ハ」などで表現され、従属節において人（動作主体）の活動分野を提示する表現がなされ、主節において人（動作主体）の才能、能力といった面の性質に対する評価的な判断がされる文があり、（「田中画伯は美人画をかかせる」と並ぶものがない。）、そういった文においては、使役動詞の動詞らしさが失われ、人の活動分野を限定的に提示する機能をはたす後置詞的なもの（“{～} の分野では”）に近くなることを見みた。

第13章では、動作主体のほうの変質（不特定化や文法的消去）による使役動詞の品詞性の変容について検討し二つのタイプがあることをみた。ひとつは、使役動詞（「感じさせる」と「思わせる」が助動詞とくに判定系の助動詞に近い性質を獲得するようになること（「明るく輝く光の下でユーカリの並木は銀色に輝く大海原を思わせる。〔≒～のようだ〕」）、もうひとつは、原動詞が「無く、笑う」などの生理変化動詞、「食べる、飲む」などの生理運動動詞である場合に、使役動詞が状態詞的な意味をもつようになるもの（「泣かせる話」〔≒“感情的な”話〕）である。

第V篇では、日本語における使役は、原動、受身とともにヴォイス体系の中心をなしていると捉えるべきだということ、本論文の立場から述べようとした。第14章では、現代日本語における「ヴォイス性」はかなり広く諸形式にみとめられる性質であることを述べるとともに、その諸形式が、原動・使役・受身を中心として、それらと相補的・連続的に関係をもちつつ体系をなしていることを概観した。最後に第15章では、日本語においては、ヴォイスを、動詞の語形変化と主語の選択とが関わり合う文法カテゴリーだとする伝統的な考え方で捉えることが、個別言語としての日本語のヴォイス体系の本質を正しく捉えられるのではないかということ考察した。日本語は、広義の語形変化（屈折・融合・膠着・語幹変容・文法的組み立てなど種々の形態法）の豊かな言語の一つである。そのような言語におけるヴォイスの性質を明らかにしようとする際には、まずは形態法の問題として捉え、そのうえで、その形態の表す意味や機能がどのように相関し張り合っているかを見出していくことが大切であろう。そういった立場から、原動・使役・受身をヴォイスの中心とみなす必要性を述べ、動詞の自他、可能、やりもらい表現その他を含むヴォイスの諸現象の体系を考察した。

論文審査の結果の要旨

現代日本語の使役文についてはこれまでも多くの論考があり、かなりの成果が蓄積されている。しかし多くは個別の問

題についての議論が主であり使役文の性質を総合的に論じる研究はほとんどなされていない。本論文は、使役文の文法構造と意味構造との相関を探りつつ、中心的な使役と周辺的な使役との連続性、他動や受身との関係、使役動詞の語彙化やヴォイス的な性質の解明なども含め、使役文の全体像を記述しようとしたものである。立論に際しては多くの事例の観察にもとづく実証的な分析に徹する姿勢が終始貫かれている。

本論文（和文 A4 判562頁）は、全5篇（15章）と付論から構成されている。以下に各篇各章の論点をまとめる。

第Ⅰ篇「総論」では、第1章で本論文の立場および分析に用いた言語資料について述べられたあと、第2章で、本論文が明らかにしようとする全体像が概観される。①「使役動詞」の認定、②中心的な使役文から周辺的な使役文への多様性と連続性、③他動詞文・動作要求文・シテモラウ文・受身文との張り合い関係、④動作主体の格表示と使役文の意味との関係、⑤語彙的使役動詞と文法的使役動詞との異同、⑥使役動詞の語彙化、などを概説する。第3章ではこのうち①について、種々の観点から詳しく検討され、「V-(サ)セル」という形式を使役動詞とすることの根拠と必要性が示される。

第Ⅱ篇「使役文の構文と意味」では使役文の種々相について考察される。使役文では動作主体が主語でないこと、使役事態は二つの事態すなわち原動作を引き起こすべく使役主体が動作主体へ関与する事態と動作主体が動作を行う事態とからなる複合的な事態であることの2点が常に留意されているのが特徴といえる。第4章では、文中での動作主体の表され方が検討される。従来の研究はヲ格表示かニ格表示かの違い（「太郎を／に走らせる」）に関心が向かいがちであったが、本論文では、動作主表示の多様性と使役文の性質との関係が全体にわたって解明されている。第5章では、複文構造の使役文（「監督が選手に命じて荷物を運ばせる」）について、従属節の意味的・構文的な9種と主節の意味的な4種との相関が論じられる。複文使役文は使役事態の複合性が文の構造に明瞭に現れている文であるが、これまでその特徴について論じられることはなかった。この章の考察は使役文の本質的な特徴の闡明につながるものといえる。第6章では、使役主体も動作主体も人であり動詞が意志動作を表すような中心的な使役文の意味的な性質が考察される。従来「強制、許可、放任」あるいは「誘発使役、許容使役」と分類されるのが主だが、本論文では「他者利用、他者育成」という分類の可能性および重要性が論じられる。また従来の分類は使役事態の「原因面／先行局面」に注目するのに対して、本論文は「結果面／後続局面」に注目している。これは、日本語の使役文の結果含意性を反映した見方であり、使役文とシテモラウ文、使役と原動、使役と他動などの関係を考える上で有効な興味深い分類である。第7章・第8章では、動作主体が人でない使役文が考察される。それぞれ、動作主体が物や事である他動詞使役文（「ガーゼに水を含ませる」）、人の身体部位や所有物である自動詞使役文（「子供が目を輝かせて先生の話聞く」）について、文法構造と意味構造の特徴が実証的に明らかにされ、類似の性質をもつ他動詞文に近くなることが述べられる。使役文として周辺的なものが他動詞文に近くなることの具体的な指摘として評価できる。

第Ⅲ篇「ヴォイス性の変容」では、主語（使役主体）や対象語（動作主体）の意味的な性質が変わることで使役文のヴォイス的な性質が変わってくる現象が論じられる。第9章では、動作主体の特定性の喪失によって使役文のもつ複合事態性が希薄になり、使役と原動との対立が弱くなることが、第10章では、使役主体が受け手性を帯びることなどで使役と受身との対立が弱まることが実証的に論じられている。

第Ⅳ篇「品詞性の変容」ではさらに、一定の構文的条件のもとで使役動詞の文法的な性質にすら変容が生じる現象について考察される。第11章では他動詞として語彙化することが、第12章では後置詞的になることが、第13章では判定系の助動詞や状態詞的な意味・機能をもつようになることが豊富な事例とともに指摘される。

第Ⅴ篇「ヴォイスとしての使役」では、原動詞「V」からの派生形式としての使役動詞「V-(サ)セル」と受身動詞「V-(ラ)レル」との形態面及び構文面での対称性が顕著であることから、原動・使役・受身が日本語のヴォイスの中核をなしているという把握が本論文の立場から具体的に述べられている。

以上、いずれの章においても、論者は膨大な量の言語データを駆使して、日本語使役文の本質的な特徴の解明につながる説得力のある多くの見解を打ち出している。その点において本論文は高く評価できる。また今後本論文が日本語使役文研究の分野で頻りに利用されることも確かである。

本論文には欠陥もある。多岐にわたる分類の中には明確な分類基準を示しえなかったもの、あるいは分類をまとめあげて一般化するに至らないところもある。しかし、比類のない膨大なデータをあつかった論者の努力はこの欠陥を補ってなお余

りあるものといえる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2006年2月28日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。